

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月28日現在

機関番号：32702

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03091

研究課題名(和文)公私協働の理論的再構成--消費者団体・社会福祉協議会・DV支援団体を素材として

研究課題名(英文)Theoretical Reorganization of Public-Private Sector Collaboration-Consumer Groups, Social Welfare Council, DV Support Groups

研究代表者

井上 匡子 (INOUE, MASAKO)

神奈川大学・法学部・教授

研究者番号：10222291

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：現在我が国では、様々な分野で公私協働が実践・推進されている。しかしながら、理論的整理は遅れており、様々な立場からの異趣同舟の主張がなされている状況にある。その結果、財政難の解決といった単純な理由から民間団体へのアウトソーシングが正当化されたり、結果として公的機関の責任が不明確化するなど混乱や問題が生じている。本研究では、公的協働の異なるタイプである消費者団体・社会福祉協議会・ドメスティックバイオレンス被害者支援団体を素材として、その実践を理論化し、日本社会の実情に適した公私の協働のあり方を模索した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

公私協働は、これまでは、実践的な要請が先行し、理論的な検討がおくられていた。しかしながら、公私協働のありかたは、国家、市場、家族、市民社会、個人の関係にかかわる現代社会における重要な理論的課題である。本研究の成果は、この重要な課題に取り組むための足がかりとして、位置づけうるものである。また、国家や市民社会をめぐる思想史の観点からも、公私二元論をめぐるジェンダー論の観点からも、新しい視点を提示した。また、新自由主義の嵐の中、否応なく公私協働とアウトソーシングに巻き込まれてきた私的団体にとり、国家や市場と対峙する際の自らの位置づけを可能にするための枠組みを提示している点で、社会的意義はおおきい。

研究成果の概要(英文)： At present, public-private collaboration is practiced and promoted in various fields in Japan. However, theoretical arrangement has been delayed, and there are situations where contradictory content claims are made from various viewpoints.

As a result, outsourcing to private organizations is justified for simple reasons such as solving financial difficulties, and confusion and problems have arisen such as clarifying the responsibilities of public organizations.

In this research, the consumer groups, social welfare councils, domestic violence victims' support groups which are different types of public collaboration are theorized, and their practice is theorized, and public / private collaboration suitable for the actual situation of Japanese society I sought the way.

研究分野：法哲学、ジェンダー法学、法思想史

キーワード：公私協働 市民社会論 公私二元論批判 DV被害者支援政策 社会福祉協議会 消費者支援団体

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

1990年代以降、我が国においては、新自由主義が席卷する中、様々な分野でいろいろなパターンの公私協働の実践が推進されてきた。その意味で、公私協働論の重要性はたかまっている。背景として、以下の点を指摘しうる。第一に、阪神大震災後のボランティア・市民運動の盛り上がり、それらを支える制度として特定非営利活動促進法(NPO法)の制定や各種法人制度が整備されることにより民間団体が、傾向として、陳情型の運動から問題解決型の団体へと変わったこと。第二に、自治体などの側も、地域の諸問題が専門化する一方で、分権といわゆる「基本法・基本計画型」の行政手法が増えることにより、問題解決の主体を行政の外に求める要請が高まったこと。第三に、慢性的な財政赤字の解決策としてのアウトソーシングの推進されたこと。

しかしながら、現実には公私協働が推進される中で、公私協働に関する法理論的な研究は必ずしも十分に展開されてきたわけではない。もっとも、実践的な観点から、諸外国の実例・国内の先進事例などの紹介や、公私協働の推進のための指針などは数多く存在する。しかし、管見する限り、理論的な観点からの本格的な研究は、殆どみられない。また、公私協働論が主として行政法・公法の領域で研究されてきたことから、消費者団体やDV支援団体に代表されるような、新しいパターンの公私協働の担い手に関する理論的な研究は、遅れている。

### 2. 研究の目的

理論研究が本格化しない原因としては、学際的な研究の難しさはもちろんのこと、公私協働論がこれまでの公私二元論を前提とした法学の領域、それに立脚した議論の枠組にはなじまないことが挙げられる。したがって、各法分野の枠にとどまることなく、基礎法・社会理論の観点からの検討に基づき、土台、あるいはメタ・レベルでの議論枠組の構築が必要である。他方、公私協働論の基礎となる公共性概念に関する基礎法・社会理論の観点からの研究は、1990年代以降の世界的な市民社会論のリバイバルや、公共性概念の再構築などに関する議論を受けて、活発に行われてきた。しかしながら、日本の文脈と実勢に引きつけて議論しているものは、それほど多くない。

したがって、本研究では、本研究では、各法分野での議論や成果を踏まえ、社会理論・基礎法的な観点から市民社会論・公共性概念の再構築を目指し、同時に日本社会の中で実際に行われている公私協働の実態を理論化することに取り組むこととした。

また、DV被害者支援団体及び施策、消費者支援団体及び施策、社会福祉協議会の活動に、焦点をあてることにより、日本社会の実態に即した議論枠組みを構築を目指した。これらは、国家との関係でも市場との関係でも、また司法制度との関係でも、まったく異なる実態をもつ公私協働の理念を掲げている。これらを諸外国の実例を参照しつつ、比較することにより、より立体的な議論枠組みの構築をめざした。

### 3. 研究の方法

研究は、文献による理論研究と各団体へ聞き取り・インタビューを中心として行った。内容が各法分野・社会理論とかなり広範囲にまたがるため、適宜それぞれの分野の専門家から専門的知識の提供を受け、また国内外を問わず、積極的に研究交流を行いすすめた。また、平成27年度に、フランスでの在外研究(ポワチエ大学)の機会を活かし、「アソシアション契約に関する1901年7月1日法」(Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association)以降多くの実践的・理論的蓄積のあるフランスの各種民間団体、自治体・住区委員会などへの聞き取りを精力的にすすめるとともに、理論的研究・研究交流を積極的に実施した。

具体的には、以下の柱に沿って、実施した。

(1)理論研究・思想史研究、比較法的研究

公私協働論に関する文献研究

主としてフランスの行政法・行政学関係の文献を中心に研究する。

市民社会論・公共性論に関する文献研究

現代の非対称性概念を用いて、ケアの倫理を正義と対立や補完するものではなく、それ自体を社会構想の基礎概念として再構成し、従来の公私二元論批判・公私概念を再構築する。

現代市民社会論に関する文献を中心に研究した。批判理論系、熟議民主主義系、承認政治系など、新自由主義系など、いくつかの類型にまとめ、それぞれの議論の特徴と関係を明らかにした。

(2) 具体的な問題の場面に即した研究

消費者団体に関する文献研究・聞き取り調査など

主として文献研究を中心に実施した。フランス消費者団体による訴訟制度の基礎となる公共性概念と、我が国における消費者市民社会概念に関する批判的検討を行なった。

日本の消費者法の改正に関する文献研究の他、消費者団体の活動などについても、積極的に聞き取り調査を実施した。

DV 支援団体に関する文献研究・聞き取り調査など

フランス及び日本の DV 被害者支援団体や基礎自治体の担当などへ、聞き取り調査を実施し、問題を整理した。

社会福祉協議会に関する文献研究・聞き取り調査など

消費者問題や DV 問題との違いを明らかにし、モデル化する。

(3) 研究の統合及び研究交流・成果報告

理論研究と具体的な問題に即した研究との統合を積極的に図る。

具体的には、研究会を年に数回、実施し研究交流を実施した。メンバーは、これまでの科研究費による共同研究のメンバーの他、民間団体や自治体の職員など現場で問題化解決に当たっている方を予定している。また、その成果を踏まえ、公開研究会を実施した。

#### 4. 研究成果

##### DV・消費者団体・社会福祉協議会の公私協働のモデル化と新しい公共性概念の可能性

本研究においては、これまでの思想史研究の成果を元に、1990年代後半より市民社会論・公共性概念につき、法思想史的・理論的観点から研究した。現代市民社会論・福祉国家型正義論・審議民主主義などの理論を参照しつつ、日本社会の実勢に合致した形での理論構成を目指した。

##### (1)DV・消費者団体・社会福祉協議会に関して

DV・消費者団体・社会福祉協議会という、現在日本に於いて公私協働が実践されている三分野に関して、これまで実施してきた調査・研究の成果を踏まえ、この三者のそれぞれの活動の内容や法制度・福祉制度などとの関わりや、市場との関係をあきらかにし、特徴と相違点を明らかにし、公私二元論批判を踏まえた新しい公共性概念を模索した。

社協はいわば地域における総合的に福祉サービスの担い手として機能しており、シングルイシューの団体である DV 支援団体や消費者団体とは異なり、当然標榜すべき公共性概念も、従来の国家的あるいは自治体的なものに近づくことになる。他方、住民に一番近い

区社協や市社協において、そのような公共性にふさわしい運営がなされているかどうかという

点で、例えば会費の徴収方法や、入会の手続の点で、課題が多いことがわかった。あるいは、NPO など新興の団体との関係では、その活動を圧迫してしまう可能性もある。その財政基盤や人的資源の観点からするならば、地域における問題発見とアンテナ機能、あるいは小さな団体では対応が難しい特殊なニーズなどに試験的に取り組んでいく活動などを通じて、独自の公共性を発揮すべきであろう。

DV 支援団体は DV 被害が生活全般に亘ること、その回復には地域でのエンパワメントが不可欠であることから、本来であれば地域(避難した先も含む)の中で、地域の様々な期間や団体などと共同した対応が求められるが、実際にはそのような協働は困難を極めて困難であった。また、DV が人権侵害であることから、国家の役割とともに、国家を超えたつながりの中での可能性についても、強く意識されている。国連やヨーロッパカOUNシルなどの国家が主体となる国際機関だけではなく、民間グループの国際的ネットワークも大変重要であることがわかった。そのようなネットワーク中から、国家の枠組みを超えた「公共性」が構想されている。

DV 支援団体のもう一つの特徴は、民間団体の方が、経験値含めて支援のためのスキルを持っているという点である。それにもかかわらず、周知のように、DV 被害者施策は、DV 防止法に基づき国家や自治体の責務であり、民間支援団体はその施策の中には位置づけられていない。この大きな不整合は、DV 被害者支援の専門性の確立の遅れとともに、我が国の DV 施策の遅れの大きな原因となっている。

消費者支援団体に関しては、この間大きく制度が変わったこともあり、集団訴権など団体の果たすべき新しい役割との関係で、新しい公共性概念についての大きな示唆を得た。その際には、二種類の柱を区別する必要があることがあきらかになった。少額でありかつ広範な被害という消費者問題に特有な被害の救済のために必要な役割 公正な取引関係を維持するために必要な役割 この2つを区別しつつ、現代正義論の議論とも関係させながら、議論を整理した。

## (2)市民社会論・公共性論との関係

市民社会論・公共性論に関して、様々な立場から展開されている議論を、法哲学・社会理論の観点から再検討し、リベラリズム・批判理論・新自由主義などの構成的原理との関係から整理した。また、本項(1)の成果と統合することにより、現在日本で展開されている公私協働の実践を理論化するとともに、日本社会の実勢にふさわしい公私概念の再編について、具体的な形で議論を展開することができた。

これら過程では、日本社会に即した公共性論・公私協働論のためには、具体的な素材に根ざした研究の必要性とともに、理論枠組としてこれまでの公私二元論への再検討と、現代型非対称的関係を前提とした法や制度を構築するための方法が必須であることを痛感した。そこから、日本社会の理論的把握のために、主としてジェンダー論の観点から公私二元論に関する批判的研究と公私概念の再編、それに基づく社会科学の再編に関する研究し、「現代型非対称性」概念を用いて、理論研究のための枠組を模索した。さらに、それを従来は福祉や家族関係に限定して考えられてきたケアの倫理を社会理論における重要な理念として再解釈することにより、新たな公私の関係へと展開する手がかりを得た。

## 5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計6件)

井上匡子「DVをめぐる法的対応の実情と課題」『家庭の法と裁判』16号、pp.4-11、2018年 The actual Situation and Problems of legal issues on DV in Japan

井上匡子「家族内葛藤の特徴と法制度の新しい役割--司法制度におけるソーシャルワーク機能の意義と課題」Conflicts among family member and new roles of the judiciary : Significance and Problems of Social Work 『亜細亜女性法学』21 巻、pp.75-90,2018

井上匡子「社会構想の基礎概念としての”ケア”のために」日本法哲学会編『法哲学年報 2016 ケアの法 ケアからの法』(有斐閣) 所収、pp.64-75、2017 年

井上匡子『再配分/承認の正義論と親密圏の現代的意義再論』亜細亜女性法学会編『亜細亜女性法学』第 20 号、pp.47-60、2017 年

井上匡子「家事紛争における司法の役割--紛争解決を通じた規範形成」『亜細亜女性法学』、2016 年

INOUE Masako, *The Notion of Contemporary Asymmetry and Access to Justice of a Vulnerable Group: Focusing on Domestic Violence Victims in Japan*, in International Journal of Law, Language & Discourse, vol 6 pp.1-10, 2016

〔学会発表〕(計 7 件)

井上匡子「再加害防止と司法の新しい役割～正義概念からの検討」, 日本司法福祉学会 日本福祉大学、2018 年

井上匡子「家族内葛藤の特徴と法制度の新しい役割--司法制度におけるソーシャルワーク機能の意義と課題 / Conflicts among family member and new roles of the judiciary : Significance and Problems of Social Work」, 亜細亜女性法学会 弘益大学(ソウル・韓国)、2018 年

INOUE Masako, Significances and Problems on Norm Formation Process through Dispute Resolutions : The Tension between Diversity on family in real and Norm on Family in Japan 東アジア法哲学会 香港大学 2018 年、

井上匡子「紛争解決手続の多様化と家族の多様化」, 司法福祉学会 国学院大学 第 18 回合同大、2018 年

井上匡子「社会構想の基礎概念としての”ケア”のために」亜細亜女性法学会 ソウル市立大学、2017 年

井上匡子「多様性を支える制度は可能か」日本女性学会、第 7 分科会「法的保護を受けない「家族」を考える-多様な家族の保護を目指して-」2017 年

〔図書〕(計 3 件)

学校法人神奈川大学、神奈川大学法学部 50 周年記念論文集発行委員会『神奈川大学法学部 50 周年記念論文集』、井上匡子、「フランスの DV 対策の展開とソーシャルワークの仕組み」2016 年、pp.665-689

Katagiri Yuki, Inoue Masako, Uekita Masato, Ryo Kato et all, 国立大学法人小樽商科大学, Law and Policy on Domestic Violence, INOUE Masako, *The Charaters and Problems in DV Policy in Japan : How Should We deal with DV cases in the Modern Legal System?*, 2016, pp.73-94

南京師範大学、『区域治理与法治発展 / Regional Governance and Development of the Rule-of-law』、井上匡子「法治視角下現代的不对等の弱勢群体概念 / The Notion of Contemporary Asymmetry from the view of Rule of Law,」2016 年、 pp.532-542,

## 6 . 研究組織

### (1)研究分担者

なし

(2)研究協力者

なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。